

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

手続きはお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、住民の皆さんの生活を支援する取組の一つとして、住民税非課税世帯に対し、**1世帯10万円**の給付を行っています。

※令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給した世帯については支給対象外です。

支給対象となる世帯

- ①令和3年12月10日時点で日本国内のいずれかの市区町村に住民登録がある方
 - ②令和4年6月1日時点で黒潮町に住民登録がある方
- ①、②ともに満たす方で次のいずれかにあてはまる世帯

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」の世帯
(ただし、全世帯員が課税者の扶養になっている場合は除く)

令和4年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入と
なった世帯 (家計急変世帯)

対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**「確認書」**を7月28日付で送付しています。(→記載内容を確認し返送ください)

※ただし、令和3年12月11日以降に転入した方がいる世帯は申請が必要です。

申請が必要です

申請期間：**9月30日(金)**まで

【申請書配布先】

本 庁 健康福祉課
佐賀支所 地域住民課

その他、世帯要件について不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

○申請・お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
本 庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124